

1 募集要項に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答の内容
1	17	第5章	1	(1)	施設・設備等の使用	「要求水準書に明示する「組合が所有する車両・重機一覧」に記載の車両・重機等」をご教示願います。 また、「車両・重機等を無償で使用することができる。」とありますが、無償使用できる車両・重機等の維持管理費用を含めて「無償」と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載がないとおり、本委託業務に提供できる組合所有の車両はありません。
2	19	第5章	3	(1)	財務状況	財務諸表の提出は、SPCを設立する場合には限ると理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
3	23	別表1-2			A-3. 北部し尿処理センター 2. 電気料金	電気基本料金および電気使用量料金（従量料金、再エネ賦課金含む）がそれぞれ明記されている実績（北部ごみ処理センターの分が含まれていても構いません。）をご教示いただけないでしょうか。	電気料金に係る実績資料を、配布資料の対象とします。
4	25	別表3			リスク分担表	「事業の中止・延期」における「組合の指示によるもの ^{注1} 」の分担者について運営事業者は従分担となっており、「注1：組合の指示等による事業の中止・延期については、履行済み未払い分及び中止等に伴って運営事業者に生じる損害については組合が負担する。」とありますが、従分担として運営事業者が負担するリスクの具体的内容及び範囲はどのようなものを想定されているのでしょうか。	具体的内容は想定しておりませんが、組合の指示の理由（不可抗力等により、事業の中止を指示せざるを得ない場合等）によっては、双方の協議によるものとしします。

2 要求水準書に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答の内容
1	14	第2章	第8節		施設保安体制の整備	「(3) 運営事業者は、夜間、休日等必要に応じて来訪者の対応を行うこと。」とありますが、本施設の人員の配置は、「受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分から午後4：30まで」と考えており、来訪者の対応も受付時間内での対応を基本と考えております。夜間、休日等の来訪者の対応とはどのような場合を想定されているかご教示お願いいたします。	意図せぬ来訪者に対する対応を想定していません。
2	17	第3章	第1節	3.1.11	表11 測定項目及び頻度	除渣し尿、除渣浄化槽汚泥の分析は、混合汚泥について分析するものとしてよろしいでしょうか。	除渣し尿、除渣浄化槽汚泥それぞれ測定してください。
3	17	第3章	第1節	3.1.11	表11 測定項目及び頻度	放流水の「一律排水基準該当項目」は、7頁の「表3 放流水の排水基準」の項目としてよろしいでしょうか。	測定項目は一律排水基準にて基準が定義されている全ての項目になります。
4	18	第4章		4.1.3	備品・什器・物品・用役の事業期間終了後の取扱い	「また、予備品、消耗品については、(中略)運営事業者は、事業期間終了時には、施設の運転に必要な用役を補充し、事業開始時に組合から引渡を受けた数量程度の予備品、消耗品を組合に引き渡すこと。」とありますが、組合様に引き渡す予備品、消耗品は概ね1年分としてよろしいでしょうか。	開始時の予備品、消耗品の残量の一覧表を作成し、その量を下回ることがない量とします。
5	21	第4章		4.1.11	施設の保全	「また、運営事業者は、本施設内の植栽管理、駐車場の照明等の点検や修理交換等、冬季における除雪、融雪・消雪設備等の点検、修理等の保全を適切に行うこと。」とありますが、保全の範囲は要求水準書の「添付 ごみ・し尿の管理区分（予定）のし尿の管理区分の範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	21	第4章		4.1.11	施設の保全	「別図に示すとおり北部ごみ処理センターの担当範囲に係る保全業務は除くものとする。」とありますが、北部ごみ処理センターの担当範囲とは要求水準書の「添付 ごみ・し尿の管理区分（予定）のごみの管理区分の範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

7	22	第4章		4.1.15	清掃	「なお、別図に示す共用部である廊下及び窓等についても清掃を実施すること。」とありますが、別図についてご教示願います。	清掃の実施状況に係る資料を、配布資料の対象とします。
8	22	第4章		4.1.17	付帯設備の機能維持と点検管理	「（1）運営事業者は、本施設内にある樹木・植栽、駐車場、外構などの付帯設備（以下「付帯設備」という。）について、その機能を事業期間にわたり維持すること。」とありますが、本事業における付帯設備は要求水準書の「添付 ごみ・し尿の管理区分（予定）のし尿の管理区分の範囲と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	23	第4章	第1節	4.1.18	施設見学者への対応	「運営事業者は、本施設の見学を希望する個人及び団体の予約受付及び見学者への説明を行うこと。」とありますが、事業契約書（案）第20条には「本施設の見学を希望する個人及び団体（行政視察を除く。）からの予約受付、日程調整は委託者が行う。受託者は、専門的な説明等が必要な場合には説明補助を行う等、委託者に協力するものとする。」とあります。運営事業者が実施する施設見学者への対応は事業契約書の条項に従うものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書の記載を正とし、予約受付等も受託者の業務とします。事業契約書の記載は、要求水準書に合わせて修正します。
10	23	第4章		4.1.20	(3)記録の保存	「運営事業者は、本施設の運営に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、事業期間中、保存すること。」について、「会計記録」は運営事業者が特別目的会社を設立しない単独企業の場合は不要と考えてよろしいでしょうか。	(3)の記述は以下のように修正します。 「運営事業者は、(1)(2)で管理や記録した帳票類及び補修履歴等について、事業期間中、保存すること。」

3 優先交渉権者選定基準に対する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答の内容
1							質問事項なし。

4 様式集に対する質問回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答の内容
1								質問事項なし。

5 基本協定書(案)に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答の内容
1							質問事項なし。

6 事業契約書(案)に対する質問回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答の内容
1	11	33			処理量	「本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書に提示している計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。」とありますが、募集要項別表3 リスク分担表には「注4：し尿等量変動については、～計画搬入量に対して著しい変動があった場合には、組合、運営事業者の協議による。」とあります。処理量に著しい変動があった場合、要した費用の増加分の負担についてはご協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	12	37	2		本施設における処理対象物の受入れ	「災害等の不可抗力の発生等やむを得ない事情がある場合には、受入れ可能な量を超える処理対象物について適切な暫定措置を採るなど、対処のための最大限の努力を行う。その場合、委託者は、受託者に発生した合理的な範囲の追加費用を受託者に支払う。」とありますが、本条項において発生する追加費用にも、第60条（不可抗力によって発生した費用等の負担）が適用されると理解してよろしいでしょうか。	災害等に起因した処理対象物の増加については、不可抗力に該当しないものと判断しますので、追加費用に第60条は適用されず、委託者・受託者の間で費用負担について協議するものとします。
3	12	40	1		焼却灰等の搬出及び管理	「受託者は、～自己の責任及び費用負担にて、本施設から排出される焼却灰を、～本施設から最終処分場に運搬する。」とありますが、本条項にある焼却灰とは、要求水準書17頁3.1.10にある「汚泥・し渣・細砂」を焼却処理したものであると理解してよろしいでしょうか。また、沈砂においても焼却灰と同様の責任及び費用負担であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	12	40	2		焼却灰等の搬出及び管理	「受託者は、～本施設から回収される資源物を委託者の指定する場所に保管・貯留し、委託者又は委託者が指定する業者に引き渡す。」とありますが、資源物とは本施設で発生した回収リンであり、資源物について受託者が負担する責任及び費用は、保管・貯留までであり、資源物の運搬にかかる費用及び売却により得られる収入については委託者の所掌であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。